

平成 30 年農林水産省告示第 576 号（遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第 16 条、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第 24 条第 1 項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令並びに遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則第 17 条及び第 22 条の規定に基づき、農林水産大臣が生産又は流通を所管する検査対象生物である物についての同法第 16 条の主務大臣が指定する場合等を定める件）の一部を改正する告示案の概要

令和 8 年 7 月
消費・安全局

I 現行制度の概要

我が国においては、遺伝子組換え生物等を作成し又は輸入して第一種使用等（環境中への拡散を防止しないで行う使用等をいう。以下同じ。）をしようとする者その他の遺伝子組換え生物等の第一種使用等をしようとする者は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づく承認を受けなければならないこととされている。遺伝子組換え生物等は通常の生物と外見上容易に区別がつかない場合が多く、当該承認を受けていない遺伝子組換え生物等（以下「未承認 GMO」という。）が混入により意図せず輸入される可能性があるところ、このことを防止するため、当該生物等の輸入時に、法第 31 条第 1 項の規定に基づき立入検査等を実施している。

また、法第 16 条において、その使用等により生物多様性影響が生ずるおそれがないとはいえない遺伝子組換え生物等をこれに該当すると知らないで輸入するおそれが高い場合等を主務大臣が指定し、その指定に係る輸入をしようとする者に対してその都度主務大臣に届け出ることを義務付けるとともに、法第 17 条第 1 項において、法第 16 条の規定による届出をした者に対し、その者が行う輸入に係る生物につき、主務大臣又は登録検査機関から、法第 16 条の指定の理由となった遺伝子組換え生物であるかどうかについての検査を受けるべきことを命ずることができるとしている。

法第 16 条の規定を受け、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第 16 条、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第 24 条第 1 項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令並びに遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則第 17 条及び第 22 条の規定に基づき、農林水産大臣が生産又は流通を所管する検査対象生物である物についての同法第 16 条の主務大臣が指定する場合等を定める件」（平成 30 年農林水産省告示第 576 号。以下「告示」という。）第 1 号において、法第 16 条に規定する主務大臣が指定することとされている場合として、法第 31 条第 1 項の立入検査において複数回輸入実績が確認された未承認 GMO について、その種類（作物名など）、生産された国又は地域及びその用途を表中に定めている。

Ⅱ 改正の背景及び概要

今般、法第 31 条第 1 項に基づく立入検査等において、中国から輸入されたワタ種子に、法第 4 条第 1 項の規定に基づく承認を受けていない遺伝子組換えワタの混入が複数回確認されたことから、当該未承認ワタの輸入防止の一層の徹底を図るため、告示第 1 号の表の中欄に掲げる「国又は地域」に「中華人民共和国」を追加する改正を行うこととする。

Ⅲ 施行期日等

WTO による SPS 協定に係るガイドラインにおいて、通常の SPS 通報を行う場合には、輸出加盟国に準備期間を与えるため、規則の公表と実施との間に 6 か月以上を確保することが推奨されていることから、本改正告示についても公布の日から 6 月を経過した日から施行することとする。また、告示第 3 号において、検査対象生物が本邦に到着する予定日前 10 日（行政機関の休日は算入しない。）に当たる日までに法第 16 条の届出を行わなければならないとされているため、施行の日から起算して 10 日（行政機関の休日は算入しない。）を経過した日の翌日以後に輸入する検査対象生物について適用することとする。